

令和4年第2回臨時会

津別町議会会議録

令和4年第2回 津別町議会臨時会会議録

招集通知 令和4年5月19日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 令和4年5月26日 午前10時00分

閉会日時 令和4年5月26日 午前11時51分

議 長 鹿 中 順 一

副議長 山 内 彬

議員の応招、出席状況

議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 招 不応招	出席 状況
1	篠 原 眞稚子	○	○	6	巴 光 政	○	○
2	渡 邊 直 樹	○	○	7	佐 藤 久 哉	○	○
3	小 林 教 行	○	○	8	高 橋 剛	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	山 内 彬	○	○
5	山 田 英 孝	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
町 長	佐藤 多一	○	監 査 委 員	藤村 勝	○
教 育 長	近野 幸彦	○	選挙管理委員会委員長		
農業委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
副 町 長	伊藤 泰広	○	生涯学習課長	石川 波江	○
総 務 課 長	松木 幸次	○	生涯学習課長補佐	谷口 正樹	○
防災危機管理室長	中橋 正典	○	農業委員会事務局長	迫田 久	○
住民企画課長	小泉 政敏	○	選挙管理委員会事務局長	松木 幸次	○
住民企画課参事	加藤 端陽	○	選挙管理委員会事務局次長	丸尾 達也	○
住民企画課長補佐	菅原文 人	○	監査委員事務局長	千葉 誠	○
保健福祉課長	森井 研児	○	監査委員事務局次長	丸尾 達也	○
保健福祉課長補佐	仁部 真由美	○			
保健福祉課主幹	向平 亮子	○			
保健福祉課主幹	丸尾 美佐	○			
産業振興課長	迫田 久	○			
産業振興課長補佐	渡辺 新	○			
建設課長	石川 勝己	○			
建設課長補佐	斉藤 尚幸	○			
会計管理者	宮脇 史行	○			
総務課庶務係長	坂井 隆介	○			
住民企画課財政係長	小西 美和子	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職 名	氏 名	出 欠	職 名	氏 名	出 欠
事 務 局 長	千葉 誠	○	事 務 局	安瀬 貴子	○
総 務 係 長	土田 直美	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	2番 渡邊 直樹 3番 小林 教行
2			会期の決定	自5月26日 1日間 至5月26日
3			諸般の報告	
4			行政報告	
5	承認	3	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町一般会計補正予算 (第14号)について)	
6	〃	4	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について)	
7	〃	5	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)について)	
8	〃	6	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)について)	
9	〃	7	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度津別町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について)	
10	〃	8	専決処分の承認を求めることについて (令和4年度津別町一般会計補正予算 (第1号)について)	
11	議案	20	議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
12	〃	21	津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

日程	区分	番号	件名	顛末
13	議案	22	津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
14	〃	23	津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
15	〃	24	津別町税条例等の一部を改正する条例の制定について	
16	〃	25	津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	
17	〃	26	津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
18	〃	27	財産の処分について（町有林立木）	
19	〃	28	令和4年度津別町一般会計補正予算（第2号）について	
20	報告	3	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
21	〃	4	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	

(午前 10 時 00 分)

◎開会の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

ただいまより、令和4年第2回津別町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において

2番 渡邊直樹君 3番 小林教行君

の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（鹿中順一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（千葉 誠君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表としてお手元に配付しているとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（鹿中順一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告に関して発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（佐藤多一君） [登壇] 本日ここに第2回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には極めてご多忙のところご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

ただいま発言のお許しをいただきましたので、3月定例会後の行政報告を申し上げます。

はじめに、寄附についてであります。3月28日、有限会社三共様より、図書の購入に役立ててほしいと300万円のご寄附をいただいたところであります。ご厚志に深く感謝を申し上げますとともに、ご趣旨に沿って有益に使用させていただく所存であります。

次に、春の叙勲についてであります。乃村吉春様が、津別町議会議員として永年にわたり地方自治にご尽力されたご功績により、旭日双光章を受章され、5月20日に伝達させていただきました。このたびの栄えある受章に対し、心より敬意を表する次第であります。

次に、ふるさと納税についてであります。令和3年度の寄附実績は、3,051件、6,701万1,000円となり、前年度の4,154件、8,572万6,255円と比較し、件数で約27%、

金額で約 22%の減となりました。

これは、天候不順による農作物の生産減少等により、寄附の受け付けを制限せざるを得ない状況となったことが要因と考えられることから、今後は、不測の事態に対応できるよう、返礼品のラインナップの充実を図り、さらに効果的なPRに努めてまいります。ご寄附をいただきました全国の皆さまに改めて感謝を申し上げます。

次に、高齢者に対するお祝いについてであります。4月1日に橋本マキ様、15日に大森マサ子様、17日に山本峯雄様が、それぞれ100歳の誕生日を迎えられましたことから、今後ともますますのご健勝を願い、3名の方々に記念品を贈り祝意を表したところであります。

次に、交通死亡事故についてであります。4月11日、最上の道道27号北見津別線において、町内在住の男性の運転する普通乗用車が路外へ飛び出し、死亡する痛ましい事故が発生しました。4月7日に、交通安全推進町民大会を開催し、交通事故死ゼロ日運動の目標を1,000日と定めたところでしたが、今回の事故により、町内における死亡交通事故ゼロ日運動と町民による死亡交通事故ゼロ日運動は、655日でストップいたしました。

こうした悲惨な交通事故が再び起こらないよう、引き続き交通安全に対する啓発を行う運動を展開してまいりたいと考えており、町民の皆さまのなお一層のご協力をお願いする次第であります。

次に、二水郷との交流についてであります。本年は平成24年に友好都市提携から10年を迎えることと、平成30年の選挙において郷長に就任された蘇郷長ともこれまでお会いする機会がなかったことから、通訳に台湾出身の北見工業大学邱准教授のご協力により、二水郷公所と連絡調整を行っていただいた二水国民中学校陳校長を交え、4月13日に蘇郷長と今後の交流についてオンラインによる会談を行いました。

友好都市提携5周年の平成29年5月には、二水郷の訪問団が本町を訪れ、友好都市提携の精神を引き継ぐ宣誓証書を取り交わしたことから、10周年となる本年は、本町から二水郷を訪問し、記念行事を行いたい旨の提案をいたしましたところ、蘇郷長より津別町との交流は長く続けていきたいと皆さまを歓迎しますとの返答をいただきました。

記念行事の開催時期については、郷長の選挙が11月に実施されることから、8月ま

たは9月ごろと考えておりますが、コロナの状況によっては二水郷への訪問がかなわないことも想定され、その場合はオンライン形式での記念行事もやむを得ないという確認を行ったところでした。こうしたことから、行事開催の調整は、議会及び津別町日台親善協会と協議を行いながら進めてまいります。

次に、クマ出没の状況についてですが、本年5月20日現在、既に5頭を捕獲しており、前年同期と同数になっています。昨年は、年間捕獲頭数が20頭であり、過去最多を記録したことから、本年においてもクマの出没状況を注視しているところです。

昨年は痛ましい人身事故が発生いたしました。道内各地においても市街地におけるクマの出没が多数発生しており、人間とクマとの接触の危険性が問題化しています。当町は、これまでも野生動物への対策を講じてきたところですが、猟友会等関係団体とともになお一層の注意喚起と安全確保に努めてまいります。

次に、津別峠開きについてであります。道道屈斜路津別線は5月20日に開通し、5月21日にNPO法人津別観光協会の主催による峠開きと安全祈願祭が執り行われました。新型コロナウイルス感染症対策から出席者を限定しての開催となりましたが、ここを訪れる多くの観光客の皆さまの安全を祈願いたしました。

なお、道道屈斜路津別線の屈斜路側において、大雪による路肩崩壊が発生し、全面通行ができない状況となりましたが、雲海ツアーや星空ツアーに屈斜路側の宿泊者等が参加できるよう、平日の8時から18時に限り復旧工事が行われることとなりました。

これは、工事発注者である釧路総合振興局釧路建設管理部と弟子屈町役場のご配慮をいただいた結果であり、感謝を申し上げますとともに、今後ともなお一層の連携を図り、津別峠を活用した観光事業の推進に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルス・ワクチン接種についてであります。5月23日現在、3回目の接種を済ませた方の接種率は、65歳以上が92.1%、64歳以下が73.4%、全体で82.2%となっております。

続く4回目の接種についてであります。5月下旬にも、国の正式な方針が示される予定ですが、3回目接種から5カ月が経過した方のうち、60歳以上の方と、18歳から60歳未満の方のうち基礎疾患を有する方や医師により重傷化リスクが高いと判断された方を対象として実施する予定としています。

現在、津別病院と最終協議中ですが、対象者の接種可能時期分布を参考に、6月中旬から高齢者施設入所者等の訪問接種を開始し、6月下旬からは津別病院での外来接種、7月中旬から下旬にかけては町民会館での集団接種に移行し、その後、津別病院の外来接種に再度移行していくスケジュールを想定しております。

60歳以上の方には、6月上旬より順次、接種券を送付し、その後、18歳から60歳未満の方全員に、返信用封筒と接種券発行申請書を同封し、ネットによる申請も可とした上で、対象となる方から申請していただき、接種券を発行する予定としており、現時点でワクチンはファイザー製とモデルナ製の2種が予定されています。

なお、今議会におきまして、条例制定及び補正予算等の議案を提出いたしますので、慎重にご審議の上、原案にご協賛賜りますようお願い申し上げ行政報告といたします。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） ただいまの行政報告に対し質疑を受けます。

ありませんか。

2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 1点お聞きしたいと思います。

屈斜路線のことについてであります。

私も町民の方から屈斜路線が、今、町長からありましたように通行ができないという話をお聞きしました。特に平日、今あったように8時から18時ということで、ちょうど多分、津別側というよりも向こう側に抜けるほうということの理解だと思うんですが、逆にこの時間帯が、峠開きが行われましたから、利用する方からすると1番抜けるという時間帯でいうと、抜きたいという時間なのかなというふうに思うわけなのですが、このことについて、私もそういう経過があって聞こえてきたのですが、利用者というか、町民も含めて、ここはやはり峠まで距離もありますし、行ったところで通れないということもちょっと不便だということなので、どういう周知をなさっているのか、また、この期間というのはいつごろまでを予定しているのか、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいまの質問についてお答えいたします。

ただいまの行政報告のとおり、現在、工事が始まっておりまして、朝の8時から18時までには工事をするというような内容となっております。

この経緯といたしましては、4月末に網走建設管理部がこちらのほうを訪れまして、先ほどのような経緯、屈斜路側は通行止めになる場合に観光産業に大きな影響を及ぼすというふうに、弟子屈町さんの観光担当課長からお聞きしたということでご相談にまいられました。その際に、選択肢として2点あって、まずは全面通行止め、朝晩も通行止めにして工事期間を圧縮する方法、あるいは別の手段としては観光事業のために深夜から早朝を開ける方法と、向こうの建設する側のほうからそういった提案がありまして、町としては、できれば通らせていただける時間を設けていただいたほうがありがたいというふうにお話しているところです。基本的には、その場合、工期はちょっと長くなるので7月中旬になるというふうには聞いていたんですけど、すみません、ちょっと確認はしていなかったんですけども、おそらくその程度の工期に設定されているというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 2番、渡邊直樹君。

○2番（渡邊直樹君） 先ほど聞いたつもりでいたのですが、この期間と町民とか利用者に対する周知方法、二十何キロあそこまでありますので、上がって行くとなればもっとありますので、少なくとも津別町内の所から峠のほうに抜けるという利用者に対しての呼びかけというのはどういうことを考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） 失礼いたしました。

道路工事実施者が津別側にも看板を設置していただいております。上里に向かう途中に看板を数カ所これから先、屈斜路側には通行できませんというような看板を設置していただいております。

あと、広報にも掲載しているような状況になっております。津別峠開きの中にそういった内容を盛り込んだ広報を発行しているところです。

よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 以上で行政報告を終わります。

◎承認第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度津別町一般会計補正予算（第14）号について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第3号についてご説明いたします。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり、各歳入の確定を基本とする補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ1億101万4,000円を追加し、予算の総額を77億6,411万9,000円とするものであります。

第2項及び第2条以下につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので29ページから30ページをお開きください。

なお、補正内容につきましては、各事業費の確定または収入額の確定による精査、財源内訳の補正、一般財源剰余金の基金への積み立てとなりますので、主なものについてのみ説明とさせていただきますのでご了承願います。

また、各特別会計の繰出金の補正につきましては、各会計の精査によるものとなりますので、説明は割愛させていただきます。

中段の款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費の財政調整基金積立金は、一般財源剰余金9,274万3,000円を積み立てるための増額です。減債基金積立金は、今後の弾力的な財政運営を見据え、本年度に借り入れした庁舎等建設事業に係る起債と

同額を公共施設等整備基金より繰り入れして積み立てるもので、1億3,900万円の増額です。公共施設等整備基金積立金は特公賃住宅使用料及び駐車場使用料、繰替運用による基金利息の精査で119万円の増額です。目5財産管理費は32ページをご覧ください。下段の土地開発基金積立金は、町有地の売り払い収入分105万1,000円の増額です。項2地域振興費、目1企画総務費は36ページになります。中段の地域振興基金積立金は、教育費指定寄附金300万円の増額と、一般財源剰余金7,000万円の積み立てで計7,300万円の増額です。その下、ふるさとつべつ応援基金積立金は、ふるさと納税の積み立てで、寄附額の確定により1,641万7,000円の減額です。

47ページから48ページをお開きください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、中段の社会保障事業基金積立金は、地方消費税交付金のうち増税分である社会保障財源分について額が確定したことにより685万6,000円の増額です。51ページから52ページをお開きください。中段の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、昨年の12月より本年10月まで取り組むものですが、予算については繰り越しによらず、年度ごとの精算となることから、1,394万7,000円の減額となります。

なお、令和4年度の給付金支給に係る予算については、後ほど承認第8号で専決処分により補正の承認を求めることとしております。

63ページから64ページをお開きください。下段の款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の津別町病院施設整備基金積立金は次ページにわたりますが、一般財源剰余金の積み立てで3,000万円の増額です。目2予防費の下段の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、ワクチン接種3回目に係る経費について、令和3年度の実績による減額ですが、この事業につきましては繰越明許費の補正についても承認をお願いするものです。

77ページから78ページをお開きください。款6農林業費、項2林業費、目2林業振興費、中段下の森林環境譲与税基金積立金は、交付金額の確定により14万7,000円の増額です。これ以降につきましては、全て歳入の確定に伴う事業費の精査と財源内訳のみの補正となりますので説明を割愛させていただきます。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページをお開きください。歳入につきましては、実績による補正となりますので、主なものについてご説明いたしま

す。

款1町税は、主に町民税の増により3,146万円の増額で、各税目の補正額につきましては、納付見込み額により補正するものです。

5ページから6ページをお開きください。中段の款7地方消費税交付金は、1,002万5,000円の増額で、令和3年度は1億2,852万5,000円の交付となり、そのうち6,725万6,000円が社会保障財源分として社会保障事業基金に積み立てをし、社会保障施策の事業財源とするものです。

款9地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税軽減に係る補填として1,150万9,000円の増額です。

7ページから8ページをお開きください。款10地方交付税は5,059万2,000円の増額で、全て特別交付税となります。特別交付税の交付確定額は2億59万2,000円、前年比で2,081万4,000円の増となったところです。

11ページから12ページになります。款14国庫支出金は、5,481万8,000円の減額ですが、13ページから14ページをお開きください。中段下の目4、土木費国庫補助金、節1道路橋梁費国庫補助金の臨時道路除雪事業は、大雪による除雪費用増に対する特例の補助金となります。

15ページから16ページになります。款15道支出金も2,327万3,000円の減額となります。

19ページから20ページをお開きください。下段の款16財産収入は1,339万5,000円の増額ですが、次ページになります。上段の目1生産品売払収入で町有林の素材売払収入の増が主な要因となります。

中段の款17寄附金の目2総務費寄附金は、ふるさと納税寄附額の確定で3,283万4,000円の減額。目4教育費寄附金は、1件の指定寄附300万円の増額です。

款18繰入金の目1基金繰入金は、各対象事業費等の精査で7,695万9,000円の増額となりますが、節3公共施設等整備基金繰入金は、歳出で説明しました減債基金への積み立てをするための1億3,900万円の増額と、事業精査による補正となります。

25ページから26ページをお開きください。下段の款21町債は次ページにわたりますが、各事業の精査により減額となります。

歳入の説明は以上となります。

補正予算の条文にお戻りください。第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものです。

第2条は繰越明許費の補正で、3枚めぐりまして第2表繰越明許費補正のとおり、まちなか再生事業は、整備に係る土地取得等1件について年度内の契約に至らなかったことから、関連経費を繰り越す補正となります。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、令和3年度のワクチン接種の実績を踏まえ、所要額を精査の上、補正するものです。

第3条の地方債補正は、第3表地方債補正のとおり事業精査により限度額を変更するもので、総額は8億8,791万2,000円となります。

以上、内容について説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程になりました、承認第4号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、専決処分書のとおり道支出金等の額の確定及び保険給付費等の補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

補正予算第4号、条文の第1条第1項としまして、歳入歳出予算の総額から934万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5,785万2,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほどご説明いたします。

はじめに、歳出のほうからご説明いたしますので9ページ、10ページをお開きください。

なお、このたびの専決補正につきましては、主に道支出金等の歳入確定、さらに歳出では事業完了による保険給付費等の精査としておりますので、主なものの内容のみを説明させていただきますので予めご了承願いたいと思います。

款1総務費では、目1一般管理費の総務一般事務経費の精査などによりまして142万1,000円の減額となります。

13ページ、14ページになります。款2保険給付費では、療養給付費等の確定により404万4,000円の減額です。

17ページ、18ページになります。款3国民健康保険事業費納付金は財源充当のみの補正となります。

19ページ、20ページになります。款6保健事業費は各事業費の確定に伴う精査で414万3,000円の減額です。

21 ページ、22 ページになります。款 7 基金積立金は、保険給付費と交付金の確定に伴い、令和 4 年度返還分の積み立てとして 74 万 2,000 円の増額となります。

続いて歳入の説明となりますので、3 ページ、4 ページにお戻りください。款 1 国民健康保険税につきましては、それぞれ額の確定により総体で 62 万 9,000 円の増額となるものです。

款 2 道支出金は、額の確定により 163 万 8,000 円の増額です。

5 ページ、6 ページになります。款 4 繰入金は、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金で 280 万 4,000 円の減額。項 2 基金繰入金で 884 万 4,000 円の減額です。

それでは補正予算の条文にお戻りください。第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の部分ごとに整理したもので、補正予算の総額については第 1 項の内容となるものです。

以上、専決補正についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 4 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 5 号

○議長（鹿中順一君） 日程第7、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度津別町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、承認第5号についてご説明申し上げます。

専決の理由につきましては、専決書のとおり保険料、諸収入等の額の確定、事業完了精査による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の条文でありますけれども、第1条第1項としまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ171万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,173万7,000円とするものであります。

第2項は後ほどご説明いたします。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、5ページ、6ページをお開きください。

なお、このたびの専決補正につきましては、主に保険料、諸収入等の額の確定、事業完了精査による補正ですので、主なもののみの説明とさせていただきますことを予めご了承願いたいと思います。

款1総務費では、各事業費の精査により117万6,000円の減額です。

7ページ、8ページになります。款2後期高齢者医療広域連合納付金において、納付金の確定により40万円の減額です。

款3諸支出金は、還付金等の額の確定による精査で13万9,000円の減額です。

続いて、歳入となりますので3ページ、4ページをお開きください。款1後期高齢者医療保険料では保険料額が確定し、全体で39万9,000円の減額です。

款2繰入金は、一般会計繰入金で事務費繰入金69万3,000円の減額です。

款4諸収入では、各費目の確定により62万9,000円の減額です。

それでは、補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項の第1表につきましては、ただいまご説明いたしました歳入歳出予算の内容を款項の区分ごとに整理したもので、補正総額については第1項の内容となるものです。

以上、ご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

○議長（鹿中順一君） 本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第8、承認第6号 先決処分の承認を求めることについて（令和3年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、承認第6号に

ついてご説明いたします。

専決の理由といたしましては、保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金及び繰入金などの額の確定による補正であり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日付で専決補正を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるとでございます。

補正の条文第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,030万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,340万5,000円とするものです。

第2項は後ほどの説明といたします。

歳出からご説明いたします。7ページ、8ページをお開きください。

款1総務費は、7ページの項1総務管理費から11ページ項5地域密着型サービス運営委員会費は、額の確定による精査で137万4,000円の減額です。

11ページの中ほどから16ページまでの款2保険給付費も額の確定による精査です。目2施設介護サービス給付費、目3福祉用具購入給付経費、目4居宅介護住宅改修給付費などが昨年よりも支出額が減っている中、サービス付き高齢者住宅への入居が増えてきたなどもあり、目1の居宅介護サービス給付費の支出が増えており、総支出額は前年よりも2.8%ほどの増額となっておりますが、前年までの決算額を参考に多めの積算に対する精査で、1,813万3,000円の減額でございます。令和3年度介護保険実績報告書は、ただいま担当係でまとめておりますので、6月議会で配付させていただく予定としております。

17ページから21ページをお開きください。款3地域支援事業費の額の確定による減額は323万2,000円の減額ですが、コロナ禍による事業の中止、縮小によるものが主なものですが、21ページの項3包括的支援・任意事業費、目1任意事業費の成年後見制度利用支援事業は5件分の予算の計上でしたが、申請が1件であったため81万円の減額をしております。

23ページの款4基金積立金、項1基金積立金、目1基金積立金は、国庫支出金等の額確定により4,161万4,000円の増額。

款5諸支出金、項1償還金及還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は13万4,000円の減額です。

続いて歳入の説明になります。

3 ページ、4 ページをお開きください。款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料は額の確定による精査で、462 万 9,000 円の減額です。

款 2 国庫支出金、款 3 支払基金交付金、款 4 道支出金は、介護給付費調整交付金、地域支援事業交付額が確定いたしましたので、国庫支出金で 2,503 万 4,000 円の増額、支払基金交付金が 368 万 2,000 円の減額、道支出金が 1,120 万 3,000 円の増額となっております。

5 ページの款 6 繰入金、項 1 一般会計繰入金は、繰入額確定により 761 万 6,000 円の減額です。

最初の条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、説明させていただきましたものをそれぞれ款項の区分に整理したものでございます。

以上、説明させていただきました専決補正につきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 6 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第7号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第4号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課長補佐。

○建設課長補佐（斉藤尚幸君） ただいま上程となりました承認第7号について説明させていただきます。

こちらにつきましては、分担金、使用料及び繰入金の額の確定による補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月31日をもって専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものであります。

第1条につきましては、歳入歳出それぞれ1,533万9,000円を減額し、予算総額を6億1,742万2,000円とするものです。

補正内容につきまして歳出から説明させていただきます。補正理由は事業完了による精査となりますので、割愛させていただきますながら説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費につきましては、旅費及び公課費等の精査により86万6,000円の減額です。

款2特環下水道費、項1施設管理費、目1管渠管理費につきましては、本年度は公共汚水柵設置工事等の設置要望がなかったことから、253万円を減額するなどして489万円の減額。マンホール内ポンプ管理経費につきましても、予算残額の整理を行い270万3,000円の減額です。7ページ、8ページになります。目2処理場管理費につきましても需用費、委託料等の事業完了による精査により358万1,000円の減額。

款3個別排水費、項1個別排水管理費、目1個別排水管理費につきましても事業完了による精査で320万8,000円の減額。

9ページ、10ページになります。款4公債費、項1公債費、目2利子につきましては9万1,000円の減額です。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

3 ページ、4 ページをお開きください。款 2 使用料及手数料、項 1 使用料、目 1 下
水道使用料の減免分で 110 万 3,000 円の減額等の精査確定により、歳入歳出の精査を
した結果、款 4 繰入金の一般会計繰入金の 1,463 万 4,000 円を減額するものでありま
す。

最初の情報にお戻りいただきまして、第 1 条第 2 項の第 1 表につきまして説明させ
ていただきましたものを、それぞれ款項の区分に整理したものであります。

以上、説明させていただきました専決補正につきまして、ご承認いただけますよう
よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

承認第 7 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
（令和 4 年度津別町一般会計補正予算（第 1 号）について）を議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長（小泉政敏君） ただいま上程となりました、承認第 8 号についてご

説明申し上げます。

専決の理由につきましては、次のページの専決処分書のとおり住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る補正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、4月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただいたものであります。

本事業につきましては、先の承認第3号でも説明したとおり、令和3年度と令和4年度にわたる事業ですが、給付金の支給事務に支障をきたさないよう、関連経費を補正するものです。

補正予算の条文をご覧ください。第1条につきましては、第1項で歳入歳出予算にそれぞれ1,345万7,000円を追加し、予算の総額を71億3,145万7,000円とするものです。

第2項につきましては、後ほど説明させていただきます。

事業別明細書は歳出から説明いたしますので、5ページから6ページをお開きください。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業は、住民税非課税世帯等の生活、暮らしを支援するため、1世帯当たり10万円を給付するもので、対象を131世帯と見込み関連経費1,345万7,000円の補正です。

次に、歳入の説明をいたしますので3ページから4ページにお戻りください。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は、歳出と同額の増額です。

補正予算の条文にお戻りください。

第1条第2項につきましては、ただいま事項別明細書で説明いたしました内容を、第1表のとおり款項区分ごとに整理したもので、第1項の補正額及び予算総額となるものであります。

以上、内容についてご説明いたしましたので、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

承認第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩をします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時5分

○議長(鹿中順一君) 休憩を閉じ再開します。

◎議案第20号

○議長(鹿中順一君) 日程第11、議案第20号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第21号 津別町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第20号から日程第12、議案第21号までを一括議題と

することに決定しました。

議案第 20 号から順次内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 20 号及び第 21 号について一括してご説明申し上げます。

説明資料の 1 ページをご覧ください。

今回の条例改正につきましては、令和 3 年度の人事院勧告に基づき、一般職の期末手当と同様に議員及び特別職の期末手当の支給率を引き下げるものであります。

改正理由は、令和 3 年度人事院勧告に伴う改正のため。

改正内容は、新旧対照表の第 6 条第 2 項のとおり、期末手当の支給率について 0.075 カ月分を引き下げ、6 月、12 月支給分をそれぞれ 2.15 カ月とするもので、年間では、0.15 カ月分の引き下げとなるものであります。

また、令和 3 年 12 月支給の期末手当で引き下げられる予定でありました 0.15 カ月分の調整につきましては、令和 4 年 6 月に支給される期末手当で減額調整をするものとして、改正条例の附則におきまして特例措置を規定するものであります。

説明資料の 2 ページをご覧ください。特別職の期末手当についても支給率の引き下げと、令和 4 年 6 月支給の期末手当の特例措置についても議員と同様とするものであります。

議案のほうにお戻り願います。

議案第 20 号、第 21 号について、ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

附則で施行日は、両条例とも公布の日から施行とするものであります。

附則の 2 項は、先に説明したとおり令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものであります。

以上、議案第 20 号及び 21 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

はじめに、議案第 20 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて議案第 21 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 22 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 13、議案第 22 号 津別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 22 号についてご説明申し上げます。

説明資料の 3 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、令和 3 年度人事院勧告に伴う改正のためです。

改正内容について（1）は新旧対照表第 20 条第 2 項のとおり期末手当の支給率につ

いて0.075カ月分を引き下げ、6月、12月の支給分をそれぞれ1.2カ月とするもので、年間では0.15カ月分引き下げとなるものであります。

(2)は第3項で再任用職員の期末手当の支給率について0.05カ月分を引き下げ、6月、12月支給分をそれぞれ0.675カ月とするもので、年間では0.1カ月分引き下げとなるものであります。

また、令和3年12月支給の期末手当で引き下げられる予定でありました減額分の調整につきましては、議員、特別職と同様に令和4年6月に支給される期末手当で減額調整をするものとして、改正条例の附則において特例措置を規定するものであります。

議案にお戻り願います。ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

附則で施行日は公布の日からとするものであります。

附則の2項は、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を規定するものであります。

以上、議案第22号の説明といたしますので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 23 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 14、議案第 23 号 津別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松木幸次君） ただいま上程となりました、議案第 23 号についてご説明申し上げます。

説明資料の 4 ページをご覧ください。

改正理由につきましては、令和 3 年度人事院勧告に伴う改正及び給与制度整備のためであります。

改正内容については、(1) はフルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当に関するもので、新旧対照表では第 7 条で給与条例の準用先である条項の修正で、「第 4 条」を「第 4 項」と修正するものです。

(2) はフルタイム会計年度任用職員の期末手当に関するもので、第 10 条で先ほど議決をいただきました準用している給与条例の改定に伴い、資料は 5 ページにまたがりますが「100 分の 127.5」を「100 分の 120」と改定をするものであります。

(3) はフルタイム会計年度任用職員の給料の端数処理に関するもので、第 12 条で時間外勤務手当の端数処理は、準用する給与条例の端数処理方法となるため、不要な該当条文を削除するものであります。

議案にお戻り願います。

ただいまご説明した内容を条文化したものであります。

附則で、施行日は公布の日からとするものであります。

以上、議案第 23 号の説明といたしますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第23号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号

○議長(鹿中順一君) 日程第15、議案第24号 津別町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長補佐。

○住民企画課長補佐(菅原文人君) ただいま上程となりました、議案第24号を説明させていただきます。

説明資料の6ページをご覧ください。

このたびの税条例の改正理由につきましては、令和4年度の地方税制の改正による地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、津別町税条例等の一部を改正するものです。

改正の概要としまして、資料6ページから8ページに条文ごとの改正の概要を一覧としましたが、改正内容が多岐にわたりますので、6ページ、2の改正の主な内容として税目ごとの要点についてのみ説明させていただきます。

(1) 町民税については、一つ目として、住宅ローン減税が令和20年度まで延長となります。二つ目として、給与所得者、公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書の記載事項が変更となります。

(2) 固定資産税については、令和4年度に限り地下が一定以上上昇した商業地等

に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%とします。

9ページからは新旧対照表となります。

9ページから28ページまでが改正条例第1条の津別町税条例の改正部分となります。

29ページ目は、改正条例で第2条の昨年制定しました津別町税条例の一部を改正する条例、令和3年条例第11号の改正分となります。

議案書にお戻りいただきまして、ただいま説明いたしました内容について改正条文としたものです。

この議案を3枚ほどめくっていただき、4枚目の表面の下段ですが、附則といたしまして第1条は施行期日について公布の日としますが、法律施行日が4月1日でありますので空白期間を埋めるため令和4年4月1日から適用させる規定を設けています。

ただし、第1条第1号から第3号に掲げる規定については、それぞれ各号に定める日から施行となります。

続いて次のページ、第2条は納税証明書に関する経過措置、第3条は町民税に関する経過措置、第4条は固定資産税に関する経過措置となります。

以上、改正内容の説明とさせていただきますので原案にご承認賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 25 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、議案第 25 号 津別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森井研児君） ただいま上程となりました、議案第 25 号の内容の説明をさせていただきます。

説明資料によりご説明いたしますので、30 ページをお開きください。

このたびの条例の改正理由、改正内容につきましては 4 点あります。1 点目が、5 月 11 日に開催されました国民健康保険運営協議会に令和 4 年度の国民保険税の税率について諮問をいたしまして答申をいただきましたので、これに基づき税率の改定をさせていただきますことです。

2 点目が、地方税法施行令の一部改正に伴う課税限度額の改正を 3 月定例会でさせていただきますけれども、一部条文改正の漏れがありましたため改正させていただきますものです。

3 点目が、3 月定例会で改正させていただいた未就学児の均等割額の減額に係る部分の条文の字句整理をさせていただきますものです。

4 点目が、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の国民健康保険税の減免の特例を令和 4 年度も行うための改正となるものであります。

それでは 39 ページをお開きください。

税率改正内容の説明をさせていただきます。上段の表になります。一昨年度、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の改定を行い、昨年度は均等割、平等割を据え置き、所得割のみの改定とさせていただきます。本年度は所得割、均等割、平等割を改定する内容となっております。

医療保険分は、所得割で改定後が 7.1%で、現行と比較して 0.1%の増、均等割で 2 万 9,900 円と 2,000 円の増、平等割で 2 万 100 円と 1,200 円の増となるものです。

後期高齢者支援分は、所得割で改定後が 2.4%で、現行と比較して 0.1%の減、均等割で 9,800 円と 400 円の増、平等割で 6,600 円と 200 円の増となるものです。

介護保険分は、所得割で改定後が 2.5%で、現行と比較して 0.7%の増、均等割は 9,800 円で 1,200 円の増、平等割は 4,900 円で 500 円の増となるものです。合計では所得割で改定後が 12.0%で、現行と比較して 0.7%の増、均等割で 4万 9,500 円と 3,600 円の増、平等割で 3万 1,600 円と 1,900 円の増となるものです。

中段の表になります。令和 4 年度課税限度額の一覧表です。3 月定例会で改定いただきまして、医療保険分で 65 万円と現行と比較して 2 万円の増、後期高齢支援分は 20 万円と 1 万円の増となっています。

下段の表は、令和 4 年度軽減判定所得一覧表ですけれども、今年度は改定がありませんでした。

40 ページになります。上段の表、令和 4 年度津別町国民健康保険税の税率改定の基礎データ及び試算結果になります。

被保険者データですけれども、この表の令和 4 年 4 月末で集計した被保険者の世帯数や課税所得を用いて本年度の税率を試算いたしました。

なお、昨年の税率改正の際の、令和 3 年 4 月末の被保険者データと比較しますと、加入世帯数で 40 世帯、被保険者数が 100 人、課税所得で約 1 億 2,400 万円いずれも減少する結果となっております。

真ん中の表、2 番目が北海道から示された国保事業費納付金と賦課総額（軽減前）の内容になります。

北海道から示されたものが太枠で示した賦課総額（軽減前）の欄になりますけれども、各保険分合計で約 1 億 7,000 万円となりました。

これらの情報をもとに試算を行いまして、先ほどお話ししましたが 3 の税率改定後の賦課総額（軽減前）の表のようになっております。道から示された各区分の賦課総額をそれぞれがカバーすることが求められ、近い値となる各税率と税額について試算いたしまして、複数の改定案を国保運営協議会にお諮りした結果、先ほどご説明した内容でもある試算結果の欄に示した今回の改正案で答申をいただいたものであります。

41 ページになります。4 の表になりますけれども、税率改定後の限度額超過世帯数

及び軽減対象数の試算結果ですけれども、記載のとおりとなっております。

42 ページです。5 番目の表、被保険者の保険税の平均額（軽減後賦課額）の試算結果になります。今回の税率改定により、平均額としては、1 人当たりの賦課額で 10%、1 世帯当たりの賦課額では 7.2%増加する試算内容となっております。

43 ページになります。こちらは世帯構成等によるモデル世代による試算結果となりますけれども、区分によりまして記載のとおりとなっているものであります。

続いて新旧対照表でご説明いたしますので 30 ページにお戻りください。

改正内容 1 の税率改正の部分につきましては、30 ページ上段の第 3 条から 31 ページになりまして第 5 条、第 5 条の 2、32 ページの第 6 条、第 7 条の 2、第 7 条の 3、第 8 条、第 9 条の 2、第 9 条の 3 までにおける下線部分をただいまご説明した内容のように改正するものであります。

33 ページになります。23 条第 1 号中段からになりますけれども（1）の第 1 号の部分から 34 ページまででありますけれども、7 割軽減の部分について改正する内容となっております。

35 ページ上段からの第 2 号につきましては、36 ページ上段までとなりますけれども、5 割軽減について改正するものです。

36 ページ中段からの第 3 号は、37 ページ中段までになりますけれども、2 割軽減について改正する内容となるものです。

二つ目の項目の課税限度額の一部改正につきましては 33 ページにお戻りいただきまして、23 条上段の前段部分で医療保険分の限度額「63 万円」を「65 万円」に後期支援分限度額を「19 万円」から「20 万円」に改正するものです。こちらも先ほどお話ししましたとおり 3 月定例会ですべきものを漏らしてしまいました。大変申し訳ありませんでした。

続きまして、未就学児の均等割額減額に係る条文整理についてでありますけれども、37 ページの中段になります。第 23 条の 3 の各部分につきまして字句整理をさせていただくものになります。内容についての改正はないということになりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者の国民健

康保険税の減免の特例についてですけれども、38 ページの附則第 15 の改正になるものであります。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思います。

ただいまご説明しました内容を改正条文化したものであります。

なお、附則ですけれども、第 1 項でこの条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の国民保険税条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用するとし、第 2 項の適用区分で改正後の新条例の規定は令和 4 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、議案第 25 条についてご説明申し上げましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 25 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 26 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、議案第 26 号 津別町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（仁部真由美さん） ただいま上程となりました、議案第 26 号についてご説明いたします。

資料は 44 ページになります。改正の理由は、令和 2 年度から行っております新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第 1 号被保険者に係る保険料の減免の期間を延長するものでございます。

改正内容は新旧対照表をご覧ください。

附則の第 7 条になります。1 項、2 項ともに減免期間、対象保険料の特例について減免期間を令和 5 年 3 月 31 日までに延長、減免対象の期限を令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日に変更するものでございます。

議案にお戻り願います。ただいまご説明いたしました内容を改正条文としたものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第 7 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から適用するものであります。

以上、内容について説明申し上げましたので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 26 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 27 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 18、議案第 27 号 財産の処分について（町有林立木）を議題とします。

内容の説明を求めます。

産業振興課長補佐。

○産業振興課長補佐（渡辺 新君） ただいま上程となりました議案第 27 号についてご説明申し上げます。

本件は、津別町有林事業に係る立木を売却するもので、予定価格が 800 万円以上です。なので議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

今回売却した財産は、町有林の立木で、内容は議案の裏ページに記載のとおりカラマツ立木 3,128.734 立方メートル、トドマツ立木 500.895 立方メートル、ストローブマツ立木 6.601 立方メートル、アカエゾマツ立木 1.182 立方メートル、雑木立木 160.011 立方メートル、総計 3,797.423 立方メートルになります。

議案にお戻りください。

契約の方法は指名競争入札とし、町内の林業、林産業 12 社を指名し、うち 4 社の辞退により 8 社で 5 月 18 日に執行、売却金額 2,134 万円（うち消費税及び地方消費税額 194 万円）で網走郡津別町字新町 7 番地、丸玉木材株式会社が落札し、本案件議決後に契約を結ぼうとするものであります。

以上、説明いたしましたのでご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号

○議長(鹿中順一君) 日程第19、議案第28号 令和4年度津別町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課長。

○住民企画課長(小泉政敏君) ただいま上程となりました、議案第28号についてご説明いたします。

今回の補正内容につきましては、5月11日に開催の第4回全員協議会で協議させていただきました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金令和3年度補正分を活用した各種の支援事業等及び津別小学校校舎長寿命化改修工事の設計変更による補正予算を組ませていただくものです。

補正予算の条文をご覧ください。

第1条第1項は、歳入歳出予算にそれぞれ7,489万5,000円を追加し、補正後の予算総額を72億635万2,000円とするものです。

第2項及び第2条以下につきましては、後ほど説明させていただきます。

事項別明細書につきましては、歳出から説明いたしますので5ページから6ページをお開きください。

なお、小学校校舎長寿命化改修工事の設計変更による補正予算以外は臨時交付金を活用する事業となりますことをご承知ください。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 広報費の広報活動経費は、12 節委託料で都市間バス及び空港連絡バスにおいて、観光情報や移住定住情報などの広告宣伝を図るための経費、17 節備品購入費は、各種の SNS による情報発信の強化や、会議の動画配信用のパソコンを購入するもので、あわせて 256 万 8,000 円の増額です。目 5 財産管理費の庁舎等維持管理経費は、執務室等用の加湿空気清浄機の購入で 122 万 8,000 円の増額です。項 2 地域振興費、目 1 企画総務費の企画調整事務経費は、女満別空港整備・利用促進協議会が実施する航空機利用ツアー助成事業に対して、構成市町で協調負担するもので 24 万円の増額です。目 2 企画開発費のネイチャーセンター管理業務は、指定管理施設に係る納付金の免除に係る財源充当のみの補正になります。森の健康館管理業務は、次ページにわたりますが、新館、客室のエアコンを集中方式から客室ごとの換気機能つきエアコンへの取り替え及び露天風呂の感染予防を図るための装置の設置で 1,073 万 4,000 円の増額です。目 3 企画振興費の地域振興施設管理業務は、指定管理施設に係る納付金の免除に係る財源充当のみの補正になります。その下の体験交流施設管理運営経費は、10 節需用費の修繕料で、客室手洗い混合栓のレバー化や大浴場脱衣場の洗面台の設置など、施設の機能向上を図るための経費、17 節備品購入費は、換気対策として施設の共用部にロールカーテンを設置する経費、18 節補助金は、経営の継続支援を目的に指定管理者に対し、年間の光熱水費等相当額を支援するもので、合計で 689 万 6,000 円の増額です。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、地域医療維持助成事業は町民の健康推進のため不可欠な歯科医院への支援 30 万円の増額です。

款 7、項 1 商工費、目 2 商工振興費の商工振興補助費等は 2,851 万 4,000 円の増額で、9 ページから 10 ページになります。先に 4 行目の 18 節負担金ですが、今後発行する第 7 弾となるお買い物割引券 1 回分の経費 801 万 4,000 円、その下、補助金で雇用継続助成金給付事業は、今後の執行見込みにより既存予算に 30 万円を追加、自然体験プログラム事業は、ネイチャーセンターでの自然体験プログラム利用者の体験料金の補助で 183 万 5,000 円、原油高騰対策支援金給付事業は、燃料や原材料費の高騰により経営が圧迫されている町内事業者に対する事業継続支援金 820 万円、津別宿泊キャンペーン事業は、7 月からの町内宿泊施設利用者を対象に助成するもので、960 万円

となります。

戻りまして、上段の 12 節委託料は、自然体験プログラム事業及び津別宿泊キャンペーン事業の P R パンフレット等の作成経費となります。目 3 観光費の観光事業事務経費は、国内外の観光客に対応可能な最新の観光情報の提供や、災害時の避難所情報などを発信する観光デジタルマップの作成で 443 万 4,000 円の増額です。

款 10 教育費、項 2 小学校費、目 1 学校管理費の小学校施設整備事業は、現在、工事中の小学校校舎長寿命化改修工事において、理科室及び家庭科室の既存建具の補修から更新工事への変更、非常階段について、手すりの取りかえ工事の追加など、当初予定していた工事内容の一部変更に伴う設計変更により 1,641 万 5,000 円の増額です。

11 ページから 12 ページをお開きください。項 3 中学校費、目 1 学校管理費の中学校施設管理経費と、目 2 教育振興費の教材・備品等購入経費は、当初予算で計上している事業に臨時交付金を充てることによる財源内訳のみの補正となります。中学校施設管理経費では、生徒会室、相談室及び会議室の無線 L A N 工事に、教材・備品等購入経費は普通教室等にプロジェクターとスクリーンなどの整備に充てるものです。項 4 社会教育費、目 3 会館管理費の公民館管理経費は、講堂に業務用 W i - F i を設置するための経費 20 万円の増額です。項 5 保健体育費、目 2 体育施設費の多目的運動公園管理経費は、サッカー、ラグビー場管理棟の女子トイレの改修と増設の工事、トレーニングセンター管理経費は、非接触型得点盤の購入で、それぞれ増額となります。

歳出については以上です。

次に、歳入の説明をいたしますので 3 ページから 4 ページをお開きください。

款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で 4,883 万 5,000 円の増額です。目 5 教育費国庫補助金は、小学校校舎長寿命化改修工事の設計変更に伴う事業費増により 1,489 万 9,000 円の増額です。

款 18 繰入金、項 1、目 1 基金繰入金は、財政調整基金で一般財源の不足分 925 万 1,000 円の増額です。

款 20 諸収入、項 4、目 6 雑入は、相生総合交流ターミナル納付金及びネイチャーセンター納付金は、臨時交付金を活用した納付金の免除により減額、その他の 200 万円

は、歳出の観光費で説明した観光デジタルマップ作成に係る北海道観光振興機構からの助成金となります。

款 21、項 1 町債、目 6 教育債は、津別小学校校舎長寿命化改修事業で 150 万円の増額です。

歳入の説明は以上です。

補正条文にお戻りください。

第 1 条第 2 項につきましては、ただいま説明いたしました内容を第 1 表のとおり款項区分ごとに整理し、第 1 項の補正額及び予算総額とするものであります。

第 2 条は継続費の補正で、1 枚めぐりまして第 2 表継続費補正のとおり津別小学校校舎長寿命化改修事業で令和 4 年度の年割額を変更するものです。

第 3 条は地方債の補正で、第 3 表地方債補正のとおり限度額を 13 億 4,830 万円とするものです。

以上、内容について説明いたしましたので、原案にご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 28 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第3号

○議長（鹿中順一君） 日程第20、報告第3号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時48分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件につきましては、ご了承願います。

◎報告第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第21、報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午前11時50分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、報告書の提出がありましたので、本臨時会に報告するものであります。

本件につきましては、ご了承願います。

◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で、本臨時会に付議されました事件は全て終了しました。

これで令和4年第2回津別町議会臨時会の会議を閉じ、閉会します。
ご苦労さまでした。

(午前 11 時 51 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

津別町議会議長

署名議員

署名議員